

兵庫県公報

平成21年3月31日 火曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
教育委員会規則	
○ 公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	1
○ 教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則	2
○ 免許状更新講習に関する規則	20
○ 兵庫県立図書館利用規則の一部を改正する規則	21
○ 兵庫県立嬉野台生涯教育センター及び兵庫県立婦人研修館の管理に関する規則の一部を改正する等の規則	21
○ 兵庫県立海洋体育館管理規則及び兵庫県立総合体育館管理規則の一部を改正する規則	22
教育委員会告示	
○ 博物館の登録	23
教育長訓令	
○ 教育財産等の取得、管理及び処分に関する規程の一部を改正する訓令	23
○ 兵庫県立学校教職員健康管理規程の一部を改正する訓令	23
○ 兵庫県立嬉野台生涯教育センター及び兵庫県立婦人研修館の管理に関する規程を廃止する訓令	24

公布された法令のあらまし

- 公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第4号）
学校給食法の一部改正及びへき地手当の対象となる学校の統廃合に伴い、所要の整備を行うこととした。
- 教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第5号）
教育職員免許法の一部改正に伴い、免許状の更新に係る申請の方法について定める等所要の整備を行う。
- 免許状更新講習に関する規則（教育委員会規則第6号）
教育職員免許法の一部改正により、同法施行規則第61条の4並びに同法施行規則の一部を改正する省令附則第3条及び第10条第1項の規定に基づき、免許状更新講習に関し必要な事項は教育委員会規則で定めることに伴い、修了確認の義務を課す教育委員会の職員等必要な事項を定める。
- 兵庫県立図書館利用規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第7号）
県民サービスの充実を図るため、兵庫県立図書館の開館時間及び休館日について、所要の整備を行うこととした。
- 兵庫県立嬉野台生涯教育センター及び兵庫県立婦人研修館の管理に関する規則の一部を改正する等の規則（教育委員会規則第8号）
兵庫県立嬉野台生涯教育センターの管理を指定管理者に行わせること並びに兵庫県立婦人研修館及び兵庫県立青年の家を廃止することに伴い、所要の整備を行うこととした。
- 兵庫県立海洋体育館管理規則及び兵庫県立総合体育館管理規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第9号）
兵庫県立海洋体育館及び兵庫県立総合体育館の利用者サービスの向上を図るため、開館時間及び休館日に関する規定について、所要の整備を行うこととした。

教育委員会規則

公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

兵庫県教育委員会
委員長 上羽慶市

兵庫県教育委員会規則第 4 号

公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校教職員のへき地手当等に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 5 条の 2」を「第 6 条」に改める。

別表へき地学校の款 2 級の項美方郡香美町の目中「奥佐津小学校三川分校」を削り、同款 1 級の項中淡路市の目を削り、同表特別な地域に所在する学校の款美方郡香美町の目中「射添中学校」を削る。

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。



教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月 31 日

兵庫県教育委員会
委員長 上 羽 慶 市

兵庫県教育委員会規則第 5 号

教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状の授与等に関する規則（昭和54年兵庫県教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）の項の次に次のように加える。

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）	平成 19 年 改 正 法
--	---------------

第 3 条第 1 項中「第 6 条第 1 項」の右に「及び第 4 項」を加える。

第 6 条第 1 項第 4 号中「単位修得証明書」を「学力に関する証明書」に、同項第 6 号中「備考第10号又は第11号」を「備考第 9 号又は第10号」に改める。

第 8 条の 2 中「第 5 条第 2 項」を「第 5 条第 3 項」に改める。

第 9 条中「第 5 条第 5 項」を「第 5 条第 6 項」に改める。

第18条を第24条とし、第17条の次に次の 6 条を加える。

（免許状の有効期間の更新の申請）

第18条 免許法第 9 条の 2 第 1 項の規定により、免許状の有効期間の更新を申請しようとする者のうち、免許状更新講習の修了による申請をしようとする者は、有効期間更新申請書（免許状更新講習の修了によるもの）

（様式第15号）に、30時間以上の免許状更新講習を修了したこと及び免許状を有することを証する書類を添えて、免許状更新講習の受講の免除による申請をしようとする者は、有効期間更新申請書（免許状更新講習受講免除によるもの）（様式第16号）に免許状更新講習の受講を免除する事由に該当する者である旨の証明を受け、免許状を有することを証する書類を添えて、委員会に提出しなければならない。

（免許状の有効期間の延長の申請）

第19条 免許法第 9 条の 2 第 5 項の規定により、免許状の有効期間の延長を申請しようとする者は、有効期間延長申請書（様式第17号）に、有効期間を延長することができる事由がある旨の証明を受け、免許状を有することを証する書類を添えて、委員会に提出しなければならない。

（免許状更新講習の修了の確認の申請）

第20条 平成19年改正法附則第 2 条第 2 項の規定により、免許状更新講習の修了の確認を申請しようとする者は、更新講習修了確認申請書（様式第18号）に、30時間以上の免許状更新講習を修了したこと及び免許状を有することを証する書類を添えて、委員会に提出しなければならない。

（免許状更新講習の修了確認期限後の確認の申請）

第21条 平成19年改正法附則第 2 条第 3 項第 3 号の規定により、免許状更新講習の修了確認期限後の確認を申請しようとする者は、更新講習修了確認期限後確認申請書（様式第19号）に、30時間以上の免許状更新講習を修了したこと及び免許状を有することを証する書類を添えて、委員会に提出しなければならない。

(免許状更新講習の修了確認期限の延期の申請)

第22条 平成19年改正法附則第2条第4項の規定により、免許状更新講習の修了確認期限の延期を申請しようとする者は、更新講習修了確認期限延期申請書（様式第20号）に、免許状更新講習の修了確認期限を延期することができる事由がある旨の証明を受け、免許状を有することを証する書類を添えて、委員会に提出しなければならない。

(免許状更新講習の受講の免除の申請)

第23条 平成19年改正法附則第2条第5項の規定により、免許状更新講習の受講の免除を申請しようとする者は、更新講習受講免除申請書（様式第21号）に免許状更新講習の受講を免除する事由に該当する者である旨の証明を受け、免許状を有することを証する書類を添えて、委員会に提出しなければならない。

「

「

生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		進路指導の理論及び方法	総 合 演 習
生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
4			
1			
1			
1			
1			

生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		進路指導の理論及び方法	総 合 演 習
生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
4			
1			
1			
1			
1			

別表第1中	1又は0		を	1又は0	に改める。
	1又は0			1又は0	
	1又は0			1又は0	
	1又は0			1又は0	
	4			4	
	1			1	
	1			1	
	1			1	
	1又は0			1又は0	
	1			1	
	1			1	
	1			1	
	1			1	
	1			1	
	1			1	
	1又は0			1又は0	

1 又は 0
1 又は 0
1 又は 0
1 又は 0

1 又は 0
1 又は 0
1 又は 0
1 又は 0

「

「

生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		総 合 演 習
生徒指導の理論及び方法	進路指導の理論及び方法 の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）	
4		
3		
3		
3		

生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		進路指導の理論及び方法 の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）
生徒指導の理論及び方法		
4		
3		
3		
3		

別表第2中

を

に改める。

2
2
1又は0
1又は0
1又は0
2
1又は0
1又は0
1又は0
1
1
1
2
2
2
2
2
2
1
1
1

2
2
1又は0
1又は0
1又は0
2
1又は0
1又は0
1又は0
1
1
1
2
2
2
2
2
2
1
1
1

「

生徒指導、教育 相談及び進路 指導等に関する 科目

」

「

生徒指導、教育 相談及び進路 指導等に関する 科目

」

進路指導の理論及び方法 の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。） 生徒指導の理論及び方法	総 合 演 習	進路指導の理論及び方法 の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。） 生徒指導の理論及び方法
1又は0		1又は0
1		1
4		4
2		2
2		2
2		2
2		2
1又は0		1又は0
1又は0		1又は0
1又は0		1又は0
1又は0		1又は0
2		2
2		2
2		2
2		2
1		1

別表第3中

1
1 又は 0
1 又は 0
2
2
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1 又は 0
1 又は 0
1 又は 0
1 又は 0
2
2
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1

を

1
1 又は 0
1 又は 0
2
2
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1 又は 0
1 又は 0
1 又は 0
1 又は 0
2
2
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1

に改める。

1	1
1	1
1	1
1	1
1	1
1	1
1	1
1	1
1	1
1	1
1又は0	1又は0
1又は0	1又は0
1又は0	1又は0
2	2
2	2
1又は0	1又は0
1又は0	1又は0

教育課程及び指導法に関する科目		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		総 合 演 習
保育内容の指導法	教育課程の意義及び編成の方法	幼児理解の理論及び方法	の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）	
教育課程及び指導法に関する科目		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		総 合 演 習
保育内容の指導法	教育課程の意義及び編成の方法	幼児理解の理論及び方法	の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）	

別表第4中

を

に改める。

10	3	
10	3	
10	3	
8	3	
7	2	
7	1	
7	1	
5	1	
7	2	
7	2	
7	1	
5	1	
11	3	
11	3	
11	3	
11	3	
11	3	
11	3	
10	2	
8	2	
5	2	
3	1	
3	1	
3	1	

10	3	
10	3	
10	3	
8	3	
7	2	
7	1	
7	1	
5	1	
7	2	
7	2	
7	1	
5	1	
11	3	
11	3	
11	3	
11	3	
11	3	
11	3	
10	2	
8	2	
5	2	
3	1	
3	1	
3	1	

別表第 5 中	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		総 合 演 習	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	進路指導の理論及び方法		
	生徒指導の理論及び方法	の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）				生徒指導の理論及び方法	の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）
	1					1	
	1					1	
	1					1	
	1					1	
	1					1	
	1又は0					1又は0	

を

に改める。

1	1
1	1
1	1
1	1
1	1
1	1

」

」

様式第1号中「別表第1・第2」を「別表第1・第2・第2の2」に改める。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第6条、第7条関係）

実 務 に 関 す る 証 明 書

氏 名 _____

_____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____

上記の者は、下記のとおりであることを証明する。

年 _____ 月 _____ 日

_____(証明者)_____ 印

_____(学校長氏名)_____ 印

記

1 良好な成績で勤務した期間

期 間	年 月 数	勤務学校名	職名	担当教科等	備考
年 月 日から 年 月 日まで	年 月				
年 月 日から 年 月 日まで	年 月				

年 月 日から 年 月 日まで	年 月				
年 月 日から 年 月 日まで	年 月				
年 月 日から 年 月 日まで	年 月				

2 良好な成績で勤務した年月数
合計 年 月

備考 「(証明者)」の箇所には、「所轄庁」「学校法人の理事長」のように実務証明責任者を記入すること。
様式第5号を次のように改める。

様式第5号 (第7条-第10条の2関係)

人 物 に 関 す る 証 明 書

氏 名
..... 年 月 日生

上記の者は、下記のとおりであることを証明する。

年 月 日

.....(証明者)..... 印

記

項 目	所 見 (該当する欄に○印を記入してください。)		
	優れている	普 通	欠けている
指 導 力			
研 究 心			
社 会 性			
責 任 感			
意欲・積極性			
年 月 日	評価者氏名..... 印		

備考 「(証明者)」の箇所には、「所轄庁」「学校法人の理事長」のように証明者を記入すること。
様式第6号を次のように改める。

様式第6号 (第7条-第10条の2関係)

身 体 に 関 す る 証 明 書

氏 名
..... 年 月 日生

上記の者は、下記のとおりであることを証明する。

年 月 日

.....(証明者).....

記

項 目	状 況
疾 病 ・ 異 常	あり（具体的内容 ） なし
その他の特記事項	
<p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">診断医師（学校長）氏名.....</p>	

備考 「(証明者)」の箇所には、「所轄庁」「学校法人の理事長」のように証明者を記入すること。
 様式第13号の2中 「教 科 を 「教 科 に改め、「表記有効期限まで」を削る。
 有効期限」 有効期間の満了の日」
 様式第14号の次に次の7様式を加える。
 様式第15号（第18条関係）

兵 庫 県 収 入 証 紙
は り つ け 欄

有効期間更新申請書（免許状更新講習の修了によるもの）

年 月 日

兵庫県教育委員会様

（郵便番号 - ）

住 所.....

（ふりがな）

氏 名.....

電 話（ ） - 番.....

生 年 月 日.....年 月 日生

勤務（予定）学校・機関名.....

職 名.....

私は、下記の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法第9条の2第1項の規定により、有効期間の更新を申請します。

記

免許状の種類	免許状の番号	授与の年月日	授与権者	免許状に記載された氏名

備考1 免許状を有することを証する書類（免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書又は有効期間更新証明書（有効期間が延長されている場合は有効期間延長証明書）等）を添付してください。

2 講習開設者が発行する免許状更新講習の修了証明書又は履修証明書を添付してください。

様式第16号（第18条関係）

兵 庫 県 収 入 証 紙
は り つ け 欄

有効期間更新申請書（免許状更新講習受講免除によるもの）

年 月 日

兵庫県教育委員会様

（郵便番号 - ）

住 所

（ふりがな）

氏 名

電 話 () - 番

生 年 月 日 年 月 日生

勤務（予定）学校・機関名

職 名

私は、下記2の免許状を有しており、下記1のとおり教育職員免許法施行規則第61条の4に規定する者に該当するため、教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づき、免許状更新講習の受講の免除による有効期間の更新を受けることを申請します。

記

1 免除を受ける事由

2 有する免許状

免許状の種類	免許状の番号	授与の年月日	授与権者	免許状に記載された氏名

上記の者は、教育職員免許法施行規則第61条の4に規定する者に該当することを証明します。

年 月 日

証明責任者.....

備考 免許状を有することを証する書類（免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書又は有効期間更新証明書（有効期間が延長されている場合は有効期間延長証明書）等）を添付してください。

様式第17号（第19条関係）

兵 庫 県 収 入 証 紙
は り つ け 欄

有 効 期 間 延 長 申 請 書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

(郵便番号 -)

住 所.....

(ふりがな)

氏 名.....㊤

電 話 () - 番.....

生 年 月 日年 月 日生

勤務(予定)学校・機関名.....

職 名.....

私は、下記1のとおり教育職員免許法第9条の2第5項又は教育職員免許法施行規則第61条の5に規定する事由に該当するため、教育職員免許法第9条の2第5項及び教育職員免許法施行規則第61条の6の規定に基づき、下記2の免許状の有効期間について、年 月 日まで延長を受けることを申請します。

記

1 延長を受ける事由.....

2 有する免許状

免許状の種類	免許状の番号	授与の年月日	授与権者	免許状に記載された氏名

3 延長前の有効期間.....年 月 日

上記の者は、教育職員免許法第9条の2第5項又は教育職員免許法施行規則第61条の5に規定する者に該当することを証明します。

年 月 日

証明責任者.....㊤

備考 免許状を有することを証する書類(免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書又は有効期間更新証明書(有効期間が延長されている場合は有効期間延長証明書)等)を添付してください。

様式第18号(第20条関係)

兵 庫 県 収 入 証 紙
は り つ け 欄

更 新 講 習 修 了 確 認 申 請 書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

(郵便番号 -)

住 所.....

(ふりがな)

氏 名.....㊤

電 話 () 一 番
 生 年 月 日 年 月 日生
 勤務 (予定) 学校・機関名
 職 名

私は、下記の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第2項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第9条第1項の規定に基づき、更新講習修了確認を受けることを申請します。

記

免許状の種類	免許状の番号	授与の年月日	授与権者	免許状に記載された氏名

備考 1 免許状を有することを証する書類（免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認証明書（前回免除されている場合は更新講習免除証明書、修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書）等）を添付してください。

2 講習開設者が発行する免許状更新講習の修了証明書又は履修証明書を添付してください。

様式第19号（第21条関係）

兵 庫 県 収 入 証 紙
は り つ け 欄

更新講習修了確認期限後確認申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

(郵便番号)

住 所

(ふりがな)

氏 名

電 話 () 一 番

生 年 月 日 年 月 日生

勤務 (予定) 学校・機関名

職 名

私は、下記の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第9条第1項の規定に基づき、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号に規定する確認を受けることを申請します。

記

免許状の種類	免許状の番号	授与の年月日	授与権者	免許状に記載された氏名

備考1 免許状を有することを証する書類（免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認証明書（前回免除されている場合は更新講習免除証明書、修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書）等）を添付してください。

2 講習開設者が発行する免許状更新講習の修了証明書又は履修証明書を添付してください。

様式第20号（第22条関係）

兵 庫 県 収 入 証 紙
は り つ け 欄

更新講習修了確認期限延期申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

（郵便番号 ー ）

住 所.....

（ふりがな）

氏 名.....

電 話.....番

生 年 月 日.....年 月 日生

勤務（予定）学校・機関名.....

職 名.....

私は、下記2の免許状を有しており、下記1のとおり、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第4項又は教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第7条に規定する事由に該当するため、同令附則第9条第1項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第4項の規定に基づき、 年 月 日まで修了確認期限の延期を受けることを申請します。

- 1 延期を受ける事由.....
- 2 有する免許状

免許状の種類	免許状の番号	授与の年月日	授与権者	免許状に記載された氏名

3 延期前の有効期間.....年 月 日

上記の者は、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第4項又は教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第7条に規定する事由に該当することを証明します。

年 月 日

証明責任者.....

備考 免許状を有することを証する書類（免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認証明書（前回免除されている場合は更新講習免除証明書、修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書）等）を添付してください。

様式第21号（第23条関係）

兵 庫 県 収 入 証 紙
は り つ け 欄

更 新 講 習 受 講 免 除 申 請 書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

（郵便番号 - ）

住 所.....

（ふりがな）

氏 名.....

電 話（ ） - 番.....

生 年 月 日.....年 月 日生

勤務（予定）学校・機関名.....

職 名.....

私は、下記2の免許状を有しており、下記1のとおり教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第10条第1項に規定する者に該当するため、同令附則第9条第1項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第5項括弧書の規定に基づき、免許状更新講習の受講の免除を受けることを申請します。

記

- 1 免除を受ける事由.....
- 2 有する免許状

免許状の種類	免許状の番号	授与の年月日	授与権者	免許状に記載された氏名

上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第10条第1項に規定する者に該当することを証明します。

年 月 日

証明責任者.....

備考 免許状を有することを証する書類（免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認証明書（前回免除されている場合は更新講習免除証明書、修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書）等）を添付してください。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。



免許状更新講習に関する規則をここに公布する。

平成21年 3月31日

兵庫県教育委員会

委員長 上 羽 慶 市

兵庫県教育委員会規則第 6 号

免許状更新講習に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「施行規則」という。）第61条の4第2号、第4号及び第5号並びに教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号。以下「改正省令」という。）附則第3条第2号及び第3号並びに第10条第1項第2号、第4号及び第5号の規定に基づき、免許状更新講習に関し必要な事項を定めるものとする。

(講習の修了確認の義務を課す教育委員会の職員)

第 2 条 改正省令附則第3条第2号に規定する免許管理者が定める者は、兵庫県教育委員会並びに兵庫県内の市町組合教育委員会（以下「県市町組合教育委員会」という。）の職員のうち、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 指導主事
- (2) 社会教育主事
- (3) 前2号に掲げる者のほか、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者及びこれに準ずる者として兵庫県教育長が別に定める者

(講習の修了確認の義務を課す教育の職)

第 3 条 改正省令附則第3条第3号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 兵庫県又は兵庫県内の市町組合（以下「県市町組合」という。）が設置する学校の教育職員として任命され、又は雇用されたことのある者（以下「教育職員であったことのある者」という。）で、県市町組合教育委員会の要請に応じ、引き続いて兵庫県、兵庫県内の市町組合、国立大学法人（以下「県、市町組合又は大学」という。）の職員となるため県市町組合を退職し、引き続き県、市町組合又は大学の職員として在職しているもののうち、講習を受講することが必要な者として兵庫県教育長が別に定める者
- (2) 兵庫県内の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校を設置する学校法人の理事

(講習の受講を免除する教育委員会の職員)

第 4 条 施行規則第61条の4第2号及び改正省令附則第10条第1項第2号に規定する免許管理者が定める者は、県市町組合教育委員会の職員のうち、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 指導主事
- (2) 社会教育主事
- (3) 前2号に掲げる者のほか、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者及びこれに準ずる者として兵庫県教育長が別に定める者

(講習の受講を免除する教育の職)

第 5 条 施行規則第61条の4第4号及び改正省令附則第10条第1項第4号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 県市町組合教育委員会の指導主事、社会教育主事であったことのある者その他学校教育若しくは社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事したことのある者又は県市町組合が設置する学校の校長、副校長、教頭又は主幹教諭であったことのある者で、県市町組合教育委員会の要請に応じ、引き続いて兵庫県、兵庫県内の市町組合、国、国立大学法人、公立大学法人又は独立行政法人（以下「県等」という。）の職員となるため県市町組合を退職し、引き続き当該県等の職員として在職しているもののうち、講習を受講する必要がない者として兵庫県教育長が別に定める者
- (2) 兵庫県内の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校を設置する学校法人の理事

(講習の受講を免除する表彰等)

第 6 条 施行規則第61条の4第5号及び改正省令附則第10条第1項第5号に規定する免許管理者が指定する表彰等は、文部科学大臣表彰及び兵庫県優秀教職員表彰であって、免許状の有効期間の満了の日又は修了確認期限までの10年の間に表彰されたものとする。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のために必要な事項は、兵庫県教育長が定める。

附 則

この規則は、平成21年 4月 1 日から施行する。



兵庫県立図書館利用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月31日

兵庫県教育委員会

委員長 上 羽 慶 市

兵庫県教育委員会規則第 7 号

兵庫県立図書館利用規則の一部を改正する規則

兵庫県立図書館利用規則（昭和51年教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「17時」を「18時」に改める。

第 4 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 月曜日

第 4 条第 1 項第 2 号中「16日」を「第 3 木曜日」に改め、同項第 3 号を削り、同項第 4 号を次のように改め、同項第 3 号とする。

(3) 12月28日から翌年の 1 月 4 日までの日

第 4 条第 1 項第 5 号を同項第 4 号とする。

附 則

この規則は、平成21年 4月 1 日から施行する。



兵庫県立嬉野台生涯教育センター及び兵庫県立婦人研修館の管理に関する規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成21年 3月31日

兵庫県教育委員会

委員長 上 羽 慶 市

兵庫県教育委員会規則第 8 号

兵庫県立嬉野台生涯教育センター及び兵庫県立婦人研修館の管理に関する規則の一部を改正する等の規則

（兵庫県立嬉野台生涯教育センター及び兵庫県立婦人研修館の管理に関する規則の一部改正）

第 1 条 兵庫県立嬉野台生涯教育センター及び兵庫県立婦人研修館の管理に関する規則（昭和54年兵庫県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び兵庫県立婦人研修館」を削る。

第 1 条中「センター条例」を「条例」に、「第 1 条の規定により設置された」を「第 9 条及び公の施設の指定管理者の指定等に関する条例（平成16年兵庫県条例第 2 号）第 4 条の規定に基づき、」に改め、「及び兵庫県立婦人研修館の設置及び管理に関する条例（昭和54年兵庫県条例第19号。以下「研修館条例」という。）第 1 条の規定により設置された兵庫県立婦人研修館（以下「研修館」という。）を削る。

第 2 条第 1 項中「及び研修館」を削る。

第 5 条から第 7 条までを削る。

第 4 条中「センター利用許可申請書又は研修館利用許可申請書」を「利用許可申請書」に改め、「（以下「センター利用許可書」という。）又は兵庫県立婦人研修館利用許可書（以下「研修館利用許可書」という。）」及び「それぞれの」を削り、同条を第 5 条とする。

第 3 条第 1 項中「センター条例第 5 条」を「条例第 4 条」に、「センター利用許可申請書」を「利用許可申請書」に改め、同条第 2 項及び第 3 項を削り、同条を第 4 条とする。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（休館日）

第 3 条 センターの休館日は、12月30日から翌年の 1 月 2 日までの日とする。

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

第 8 条中「及び研修館」を削り、「管理に必要な係員の」を「管理上必要な」に改め、同条を第 6 条とする。

第 6 条の次に次の 2 条を加える。

(管理)

第 7 条 条例及びこの規則に基づく教育委員会の権限のうち、条例第 8 条第 3 項及び第 4 項並びに次条の規定に基づく権限以外の権限は、条例第 7 条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。

(補則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関して必要な事項は、指定管理者が教育委員会の承認を受けて定める。

第 9 条及び第 10 条を削る。

様式第 1 号中「第 3 条」を「第 4 条」に改め、同様式を別記様式とし、様式第 2 号から第 4 号までを削る。

(兵庫県立青年の家規則の廃止)

第 2 条 兵庫県立青年の家規則（昭和37年兵庫県教育委員会規則第 8 号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に第 1 条の規定による改正前の兵庫県立嬉野台生涯教育センター及び兵庫県立婦人研修館の管理に関する規則又は第 2 条の規定による廃止前の兵庫県立青年の家規則の規定によりなされた処分、手続その他行為は、第 1 条の規定による改正後の兵庫県立嬉野台生涯教育センターの管理に関する規則の相当規定によりなされた処分、手続その他行為とみなす。



兵庫県立海洋体育館管理規則及び兵庫県立総合体育館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月 31 日

兵庫県教育委員会

委員長 上 羽 慶 市

兵庫県教育委員会規則第 9 号

兵庫県立海洋体育館管理規則及び兵庫県立総合体育館管理規則の一部を改正する規則

(兵庫県立海洋体育館管理規則の一部改正)

第 1 条 兵庫県立海洋体育館管理規則（昭和59年兵庫県教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「18時30分まで」の右に「(土曜日、日曜日及び祝日にあつては 8 時30分から18時30分まで)」を加え、同条第 2 項中「ある。」を「できる。」に改める。

第 3 条第 1 項第 2 号を次のように改める。

② 12月28日から翌年の 1 月 4 日までの間において、教育委員会が定める日

第 3 条第 2 項を次のように改める。

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

(兵庫県立総合体育館管理規則の一部改正)

第 2 条 兵庫県立総合体育館管理規則（昭和60年兵庫県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号を次のように改める。

② 12月28日から翌年の 1 月 4 日までの間において、教育委員会が定める日

第 3 条第 2 項を次のように改める。

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

附 則

この規則は、平成21年 4月 1日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示

兵庫県教育委員会告示第 3 号

博物館法（昭和26年法律第285号）第10条の規定により、次のとおり博物館を登録した。

平成21年 3月31日

兵庫県教育委員会
委員長 上 羽 慶 市

登 録 年 月 日	平成21年3月13日
登 録 番 号	第27号
設 置 者 の 名 称 及 び 住 所	兵庫県 神戸市中央区下山路通 5 丁目10番 1 号
名 称	兵庫県立考古博物館
所 在 地	加古郡播磨町大中500番地
備 考	種別 歴史博物館

教 育 長 訓 令

兵庫県教育長訓令第 1 号

本 庁
地 方 機 関
県 立 学 校
教 育 機 関

教育財産等の取得、管理及び処分に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年 3月31日

兵庫県教育長 吉 本 知 之

教育財産等の取得、管理及び処分に関する規程の一部を改正する訓令

教育財産等の取得、管理及び処分に関する規程（昭和58年兵庫県教育長訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条 第 2 項 第 4 号 中 「 1 年 」 を 「 3 年 」 に 改 め る 。

附 則

この訓令は、平成21年 4月 1日から施行する。



兵庫県教育長訓令第 2 号

本 庁
県 立 学 校

兵庫県立学校教職員健康管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年 3月31日

兵庫県教育長 吉 本 知 之

兵庫県立学校教職員健康管理規程の一部を改正する訓令

兵庫県立学校教職員健康管理規程（平成 9 年兵庫県教育長訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条 中 「 学 校 保 健 法 」 を 「 学 校 保 健 安 全 法 」 に 改 め る 。

第 3 条中「学校保健法」を「学校保健安全法」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年 4月 1 日から施行する。



兵庫県教育長訓令第 3 号

本 庁

兵庫県立嬉野台生涯教育センター及び兵庫県立婦人研修館の管理に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成21年 3月31日

兵庫県教育長 吉 本 知 之

兵庫県立嬉野台生涯教育センター及び兵庫県立婦人研修館の管理に関する規程を廃止する訓令

兵庫県立嬉野台生涯教育センター及び兵庫県立婦人研修館の管理に関する規程（昭和54年兵庫県教育長訓令第 7 号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成21年 4月 1 日から施行する。